

「統計データの二次利用促進に関する研究会」における 検討事項に係る対応方針案

《二次利用の運用手続面について》

1 利用目的の範囲

・利用目的は、公益性を確保するために「学術研究の発展に資すると認める場合その他総務省令で定める場合」としているが、学術研究の範囲をどのように定義し運用すべきか。

「公益性」を求める理由

「委託による統計の作成等」の場合、依頼者自身が調査票情報を利用することなく、秘密の保護は確実であると言えるが、その実施に当たっては、相当程度の事務作業を伴い、国民の共有財産である行政資源を費やすことになるものであり、また、目的の如何を問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査対象者の統計調査に対する信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障をきたすおそれがあることから、一定の公益性を求めることとしたものである。

「匿名データ」は秘匿措置が施されているものであるが、個別別の情報が提供されることになるものであり、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なわないよう留意する必要があることから、一定の公益性を求めることとしたものである。

「学術研究の発展に資すると認める場合」

大学や研究所等の学術を目的として活動する機関に属する者(教授、准教授等)が研究活動を行う場合を想定。ただし、一定程度の公益性を確保するためには、当該研究によって社会に対する何らかの貢献が認められることが必要であり、学術論文等の形で研究の成果が公表され、社会に還元されることを要件とすることを総務省令で規定する予定である。

「その他総務省令で定める場合」

現在のところ、学術研究の目的以外では、大学等において講義・演習等の教育目的に利用するような場合を、総務省令で規定する予定である。

- ・ 特に大学等や民間研究機関等は理解しやすいが、民間企業における営利目的と学術研究の境界をどのように区分すべきか、また、その両方を含んでいる場合の考え方をどうするか。

大学・研究機関以外で「学術研究の発展に資する場合」とは

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合についても、学術的な研究と言い得るもので、当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、該当するものとする。例えば、分析結果等を誌上等で公開したり、学会等で発表するような場合は該当するものとする。

ただし、当該研究の成果が内部の業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポートの作成の基礎資料とする場合等は公益性があるとは言えないので認められないものとする。

また、営利目的と学術研究の両方を目的としている場合であっても、当該研究の成果が社会に還元される場合であれば該当するものと考えられない。

《参考》 公益性についての解釈の事例

住民基本台帳の閲覧制度が、平成 18 年 11 月から変更。「何人でも請求可」から「利用目的を制限」に。

認められる場合の利用目的の一つに「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」の場合がある。

「総務大臣が定める基準」を告示で規定

公益性の判断基準

総務省告示として、閲覧についての公益性の判断に関する基準として以下の 3 つの場合が示されている(公益性告示)。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあっては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。
- (2) 大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者が学術研究の目的で行う調査で、その調査結果または、それに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。
- (3) 上記以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果または、それに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

また、Q & A で以下のように指導。

問： 調査研究の内容が、**公益性の高いものと営業目的などの公益性が高いと考えられないものの双方を含む場合**に、全体として閲覧の申出を認めないこととしてよいか。

答： そのとおり。営業目的などの公益性が高いと考えられないものを含む調査研究については、全体として公益性が高いと認められないものと考えてよい。

「公益性」において解釈が異なることについては、統計法では、統計データを個人が特定できない形にした上で、広く社会に還元するという基本姿勢を背景として「公益性」を解釈したものであり、一方、住民基本台帳法では個人情報保護の強化やDV (Domestic Violence)対策を背景として強めに解釈されているもの、という理解でよい。

《追加検討事項》

- ・ 匿名データの提供については、利用目的の審査を行政機関が行うことは適切ではなく、学問の自由、思想の自由の観点から、第三者専門家機関が審査すべきではないか、という提言がなされているが、どのように考えるか。

利用目的の審査に当たっては、依頼者の属する機関が外形的にみて研究を行っている機関であるかどうか(外形的だけでは判断できない場合もあるが)、研究の成果が社会に還元(学術論文等の形で研究の成果が公表)されることになるか、提供したデータの管理に信頼がおけるか、研究内容と利用される統計調査の関係が適切であるか等を中心に判断することを考えており、研究内容の重要度等を評価するものではないものと考えている。

統計調査の調査対象者の信頼を損なわないためにも、調査実施者として適正に審査の上匿名データを提供しているということを言う必要があるとともに、統計調査の内容や匿名データの内容について最も詳細に把握しているのは調査実施者自身であることから、調査実施者が判断することが適切ではないか。

諸外国の事例を見ても、学術研究や教育目的の場合に提供が認められるケースがあるが、個々の利用に当たって第三者機関がそれを審査するというのではなく、提供する者がそれを判断している場合が多いのではないか。

2 利用申請事項

- ・ 利用の際の申請書は統一様式を定める予定としているが、記載事項の内容として、適切な事項とはどこまでか。

想定する申請事項は次頁表のとおり。

(1) 委託による統計等の作成の場合

申請事項	内容及び補足
統計調査名及び年次	
利用目的	・ 研究計画名 ・ 研究内容(具体的) ・ 研究成果の取扱い(学会で発表，誌に掲載等)
集計等の内容	・ 集計表の内容 (集計表様式を添付) ・ 分析の内容
利用者の氏名	・ 住所及び電話番号を含む。
利用者の所属機関名	・ 住所及び電話番号，Eメールアドレスを含む。

(2) 匿名データの提供

申請事項	内容及び補足
統計調査名及び年次	・ 複数のデータセットが用意されている場合はそれを選択
利用目的	・ 研究計画名 ・ 研究内容(具体的) ・ 研究成果の取扱い(学会で発表，誌に掲載等)
利用期間	・ 匿名データを利用して分析を行う期間(1年間を限度とする。ただし，1年間で分析が終わらない場合は再申請により延長可とする。)
データの管理方法	・ 使用場所及びデータの保存場所，パソコンの使用環境(インターネット非接続等)
利用者の氏名	・ 住所及び電話番号を含む。
利用者の所属機関名	・ 住所及び電話番号，Eメールアドレスを含む。

3 利用目的の審査要件

- ・ 利用目的を審査する要件としては「公益性」があるか否かをポイントとしているため、それを判断できるような書類等とはどのようなものが考えられるか。
- ・ 特に、利用者側からみて、負担の少ない書類等について一般的にどのようなものが想定できるか。(例えば、研究計画書、利用者の過去の研究実績等が想定されるが、過去の研究実績が少ない者でも認める方向で検討する必要があるのではないか。)

利用者の負担の少ない公益性を示す書類等とは

研究計画書、研究費を確保のために作成する既存の書類、利用者の著書・論文一覧、あるいは発表予定の学会・大会、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌、業界誌等を提出する研究計画書に記述する等

若手の研究者の場合は、指導教授や大学、学会からの推薦状等

4 審査結果に対して不服があった場合の対応の方法

- ・ 審査の結果、申請に応じられないとした際に、利用者から不服の申し出があった場合に、どのように対応することが適切であるか。

なお、本事案は、統計法においては「行うことができる」とされていることから、行政手続法第2条第2項に規定する「処分」には該当しないと想定しているもの。

行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

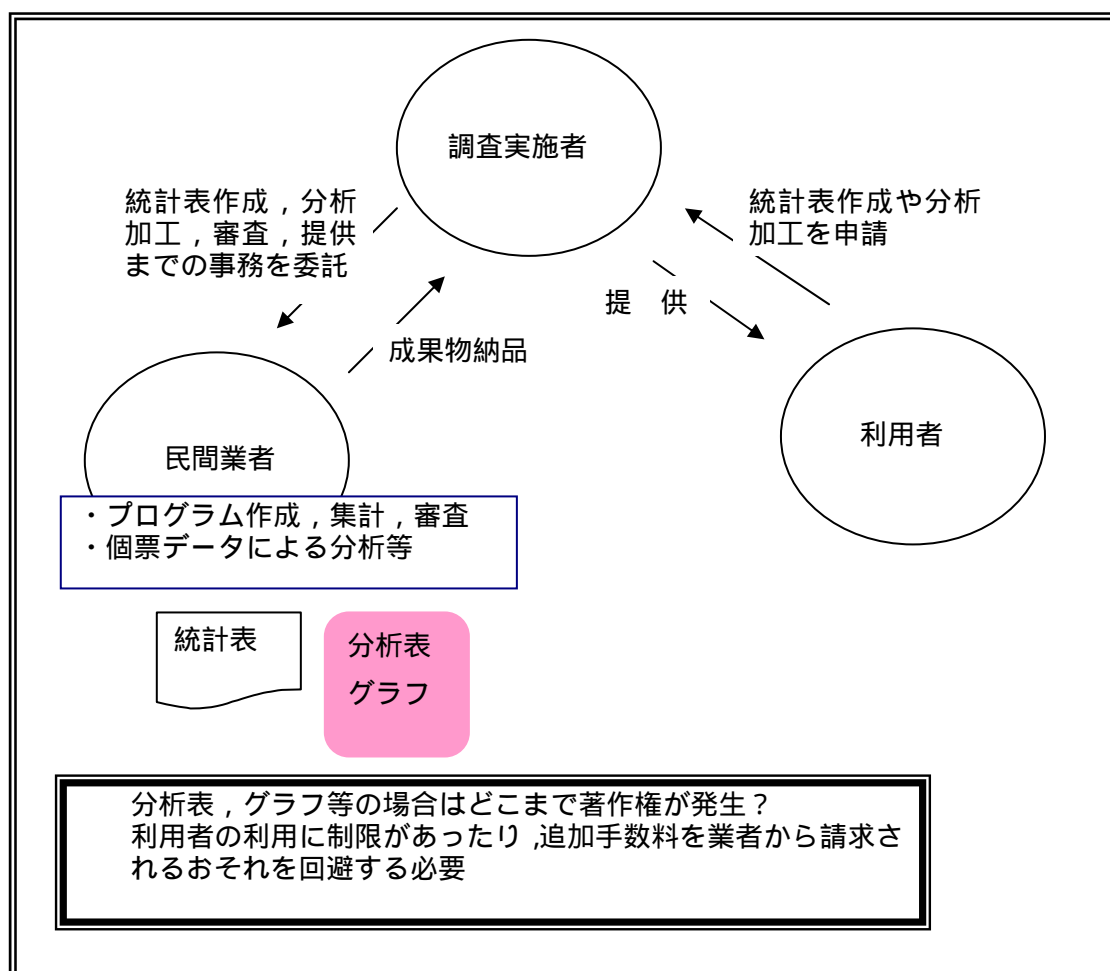
三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

「処分（行政庁の処分その他公権力の行使）」に当たらないとすれば、法的にはそれを救済する制度はないものであるが、運用に当たっては、例えば、2次利用に関する政府統計全体の相談・苦情等の窓口機能を設けそこで受付・斡旋等を行うことも考えられるのではないか。

5 一部事務を民間委託により実施する場合の留意事項等

- ・ 「委託による統計の作成等」において、集計事務及び提供事務を民間に委託した場合に、民間業者の創意工夫により、付加価値が付けられたものを利用者に提供された際に、どこまで著作権が発生するか。

次のような状況を想定。



契約上、著作権の所在を明確にしておく必要がある。

仮に著作権が発生するようなものが成果物の中に有る場合は、提供前に調査実施者が確認し、それらについては提供しないようにすることが必要ではないか。ただし、その場合、委託の内容と食い違ってしまうことがあっても許容範囲か。

また、依頼者が考えた統計表や加工分析手法に対して、著作権が発生することは考えられるか。その場合、後に同様な依頼があっても応じられないということが起こると運用上支障が生じるので、回避するための手段として、著作権を主張しないということをお応じする要件に入れることは可能であるか。

6 その他利用者からみた運用面での留意事項等

- ・ 二次利用を推進していくにあたって、利用者の利便性を向上させるために、どのような仕組とすべきか。

提供媒体・方法について

		委託による統計 の作成	匿名データ
媒 体	出力用紙		-
	電磁的記録媒体 (CD-R等)		
方 法	郵 送		
	直 接		
	オンライン		

提供されたデータ等の使用後の措置

匿名データについては、利用延長のしくみが担保されれば、分析終了後提供したCD-R等を破壊又は返却という方法でよい。

委託による統計の作成等により提供された統計表等については、その管理及び使用後の措置を特段定めないこととする。

この場合、最初に依頼した者には、その目的に公益性を求めることとしながら、依頼者に提供した統計表等が公開されれば、目的を問わず誰でも自由に利用できることについて、どのように整理すればよい。

どの統計調査を匿名データとして作成するかを決めるのは誰か

各府省が判断することとしている。

基本計画において優先して作成すべき統計調査を明記することも考えられる。どの統計調査が必要が高いかというニーズ把握も重要